

宮住審第7号

令和4年3月28日

宇都宮市長 佐 藤 栄 一 様

第41次宇都宮市住居表示等審議会

会長 篠崎茂雄



住居表示の実施について（答申）

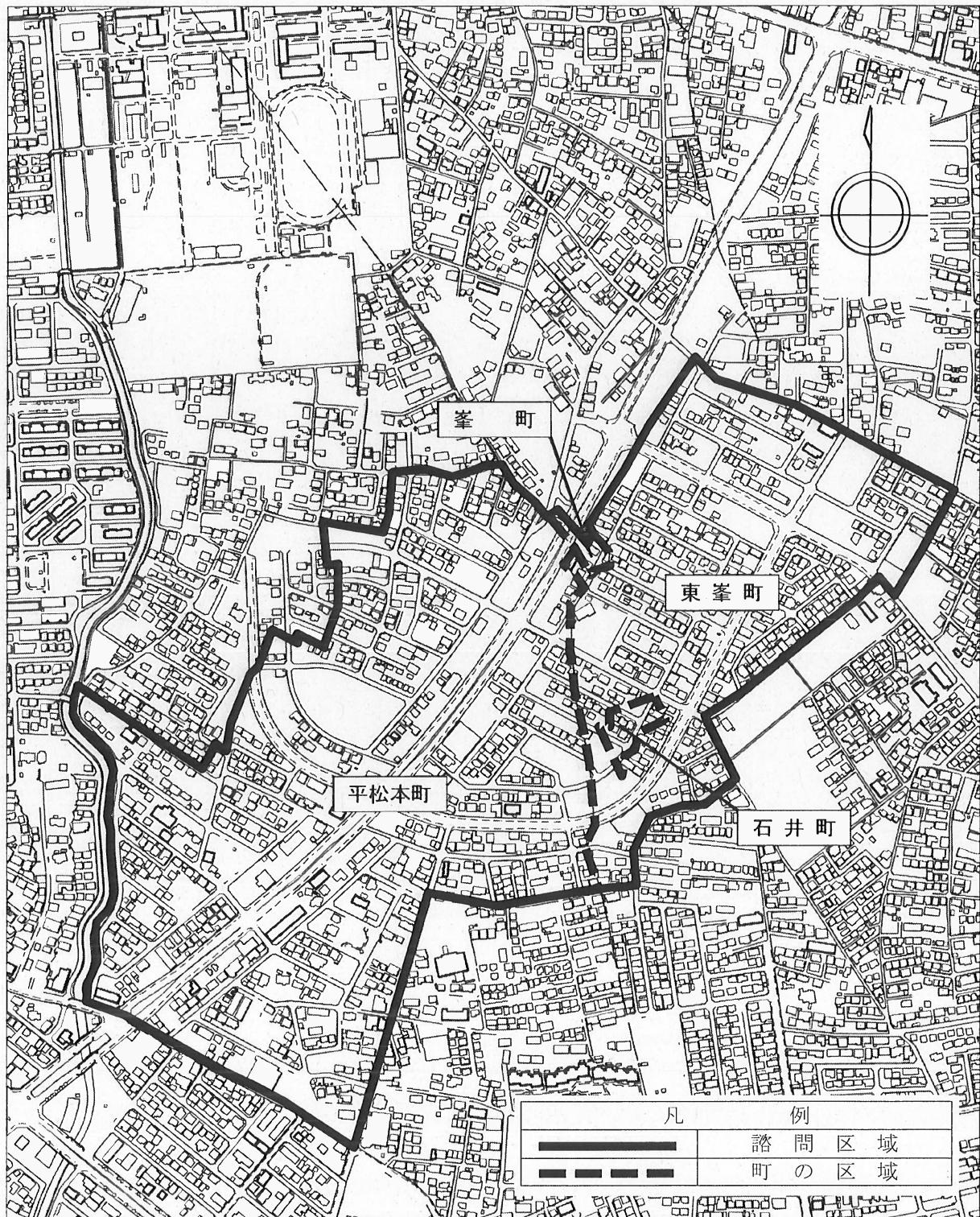
令和3年8月3日付け、宮市第1052号で諮問がありました「峯町、東峯町、石井町及び平松本町の各一部の区域をもって、町の区域及び名称の変更について定めること」、「市の事務所の所管区域について定めること」について、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、当審議会は、下記のとおり答申します。

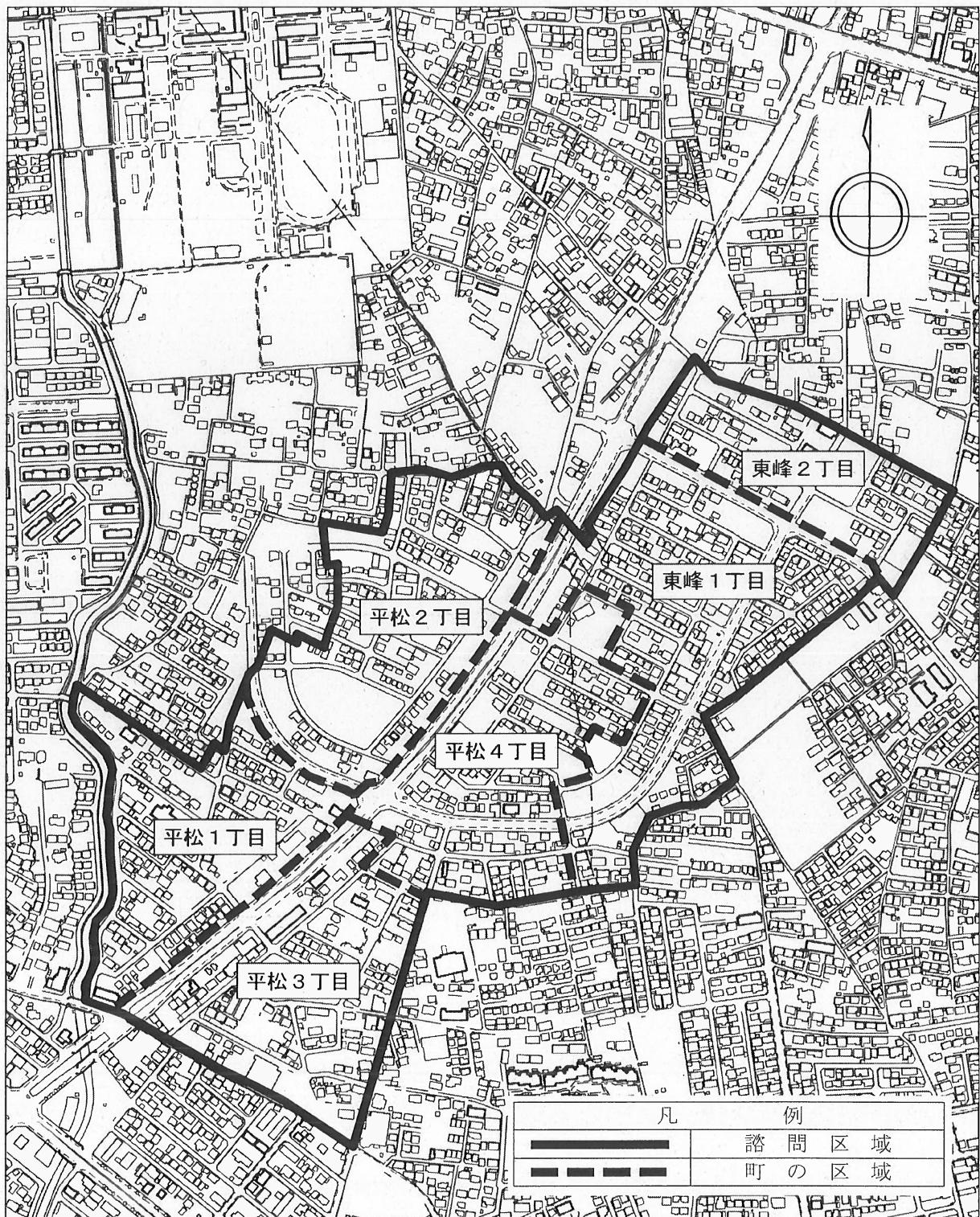
記

- 1 町の区域については、別図1を別図2のとおり変更する。
- 2 町の名称については、別図2のとおりとする。
- 3 市の事務所の所管区域については、別図3のとおりとする。
- 4 理由書 別紙のとおり

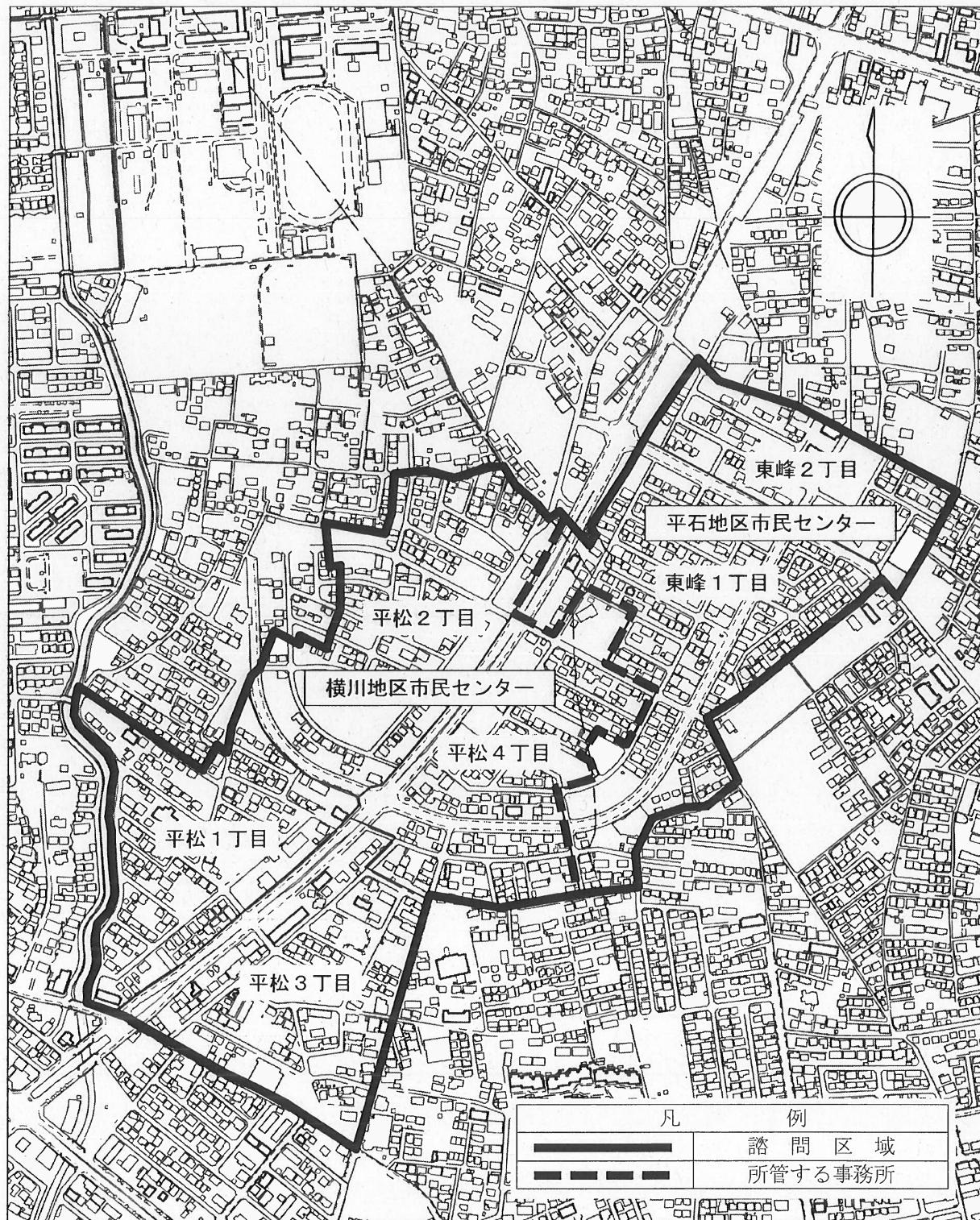
別図 1



別図 2



別図 3



凡 例	
—	詮問区域
- - -	所管する事務所

(別 紙)

理 由 書

1 町の区域について

「宇都宮市住居表示整備実施基準」に基づき、地域の特性、面積、従来の町の境界等を考慮したうえで、都市計画道路、区画道路及び公園を用いて6つに画する。

2 町の名称について

「宇都宮市住居表示整備実施基準」に基づき、以下のとおりとする。

- (1) 従来の町の名称に準拠し、住む人に親しみやすく、市民の方にもわかりやすいことから「東峰」及び「平松」を使用する。なお、従来は「峯」の文字を使用していたが、常用漢字である「峰」を使用する。
- (2) 丁目の順番については、基準点である本町1番街区（旧市役所跡）に最も近いところから放射状に配列する。

3 市の事務所の所管区域について

従来の所管区域に準拠し、平石地区市民センター及び横川地区市民センターとする。

位置図

